

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る審議（第3回）

1. 日 時

令和2年3月17日（火） 10時30分～11時20分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

自動車局：貨物課 伊地知、深田、鈴木、柳瀬、山城、足利、伊藤

事案処理職員：運輸審議会審議室 富田、原、大沢、塚田

4. 議事概要

- 自動車局から、「標準的な運賃」に関する荷主業界の反応や自動車運送事業における時間外労働規制の見直しの動きについて説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① トラックドライバー数の推移について、時間外労働規制の見直しが適用される令和6年4月1日までにどのように推移するかといった推測値は算出しているか。
 - ② 今回の標準的な運賃の告示により実勢運賃が上昇することで、他モードへのモーダルシフトが進展し、物流全体の中でトラックの取り扱う荷量が減少するという予測はしているか。等の質問・意見があった。
- これに対し、自動車局から、
 - ① 推測値は計算していないものの、民間団体では様々なケースや前提条件を元にドライバーの推計値を計算している。
 - ② 現状、トラックで運搬する荷物は、トラック1台が最適であるという場合が多く、鉄道貨物や内航海運のコストと比較しても、トラック輸送に頼らざるを得ない側面もあることから、一概にそのような予測はできないものと考えている。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。